

随意契約の状況		担当課：政策推進課		
		契約日：令和6年4月24日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
令和6年度自治体情報システム標準化・共通化業務に係る契約	現行システムから標準化対応版システムへの移行	令和6年4月24日 ～ 令和7年3月31日	株式会社エスイーシー 代表取締役社長 柳原 清司 函館市末広町 22-1	37,448,400 (34,044,000)  <予定価格> 37,448,400 (税込)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>令和3年9月に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」により、住民記録や税、国保、介護といった業務を処理するために利用している総合行政システム（以下、システムという。）については、令和7年度末までに国が定めている標準仕様に基づいたシステムへの移行が義務付けられ、システムの運用にあたっては国が調達した「ガバメントクラウド」を利用するよう努めなければならないとされている。</p> <p>本業務により対象となるシステム一式は「総合行政システム」としてパッケージ化されており、株式会社エスイーシーとの契約に基づいて、クラウドサービスとして利用しているものである。業務の実施にあたっては、現行システムから標準化対応版システムへの移行のため確実なデータ移行が求められるほか、同社のデータセンター内にテスト環境等の構築を行い検証を行う必要があることから、他の者には業務を履行することができない。</p> <p>よって、競争入札に付する性質のものではないと判断し、八雲町随意契約ガイドライン第2-2（政令第2号該当）の規定により随意契約とするものである。</p> <p>根拠法令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第234条第2項</li> <li>・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号</li> <li>・ 八雲町財務規則第140条、第140条の2、第141条</li> </ul>				